

# 障害を持つ学生が履修する 実験・実習・巡検等での修学支援

■ 津江 保彦（高知大学工学部）

■ 野田 稔（高知大学工学部）

キーワード 教育研究活性化事業（教育改善・修学支援） ダイバーシティ環境整備 障害学生修学支援

## 序. はじめに

実施代表者・実施責任者として学部長をあて、理工学部から、『令和2年度教育研究活性化事業（教育改善・修学支援）』の『【種目1：教育機能の改革・活性化に資する先導的なプロジェクトの展開等】⑦身体障がい学生・発達障がい学生の支援に関する取組』に対して応募を行った。事業の名称としては『障害を持つ学生が履修する実験・実習・巡検等での修学支援』とした。昨春、24時間介護が必要な高度障害を持つ学生が入学したこともあり、マスコミを始めとした社会からの注目度も高く、学生本人の修学の成功が強く期待されているところでもある。理工学部を中心に、すべてが手探り状態の中での修学支援が行われつつあったが、軌道に乗せられれば、本学としても今後のダイバーシティ環境整備のための一つのロールモデルとなり得ることを期待している。

そこで、一般に障害を持つ学生が、主として実験・実習・野外巡検などの授業を履修した際の修学支援の方策を構築することを目的として修学支援事業を計画することとした。手技を伴う実験に困難さを伴う、野外実習に参加できないなど、必修指定された授業の方法の検討、教材の電子データ化による修学支援の方法

の検討などを本事業の内容とした。実習や講義の録画と、録画動画の再度の視聴、授業内容の電子教材化などは、履修に困難を抱える発達障害を持つ学生にも有益であると考えられる。特に、高度身体障害を持つ学生を想定した修学支援は初めての経験であり、今後の障害学生の受け入れの環境整備のためにも、必須の内容であると考えた。

幸い、教育研究活性化事業経費として80万円のご支援を頂き、修学支援を開始することができた。この場をお借りして感謝申し上げたい。

## 破. 事業実施と浮かび上がった課題

令和2年度は新型コロナウイルス感染症禍のためオンライン授業が大半を占めることとなったこと、履修計画、介護が必要な学生の実習等の履修が次年度以降となったことのため、本格的な支援活動までには至らなかったものの、支援のための準備、特に機材の準備・試行を中心に実施した。実習や講義の録画、録画動画の複数回の視聴、授業内容の電子教材化などは、発達障害を持つ学生にも有益であるばかりでなく、感染症禍が拡大した場合には一般の学生に対しても、対面での実験・実習・巡検等が行えなくなった場合の学習方法の整備として極めて有益である。

本事業経費とは別予算ではあるが、支援学生の授業補助として、定常的にティーチング・アシスタント

(TA)を付け、授業のノート・テーキング(note-taking)を行ってもらった。また、オンライン授業のため、講義課題が多く、課題作成のための補助をお願いした。ただし、TAが課題を解いてしまわないように注意を行った。

一方、本事業経費により実施・検討した事項としては以下のようなものが挙げられる。

まず、書画カメラにより授業資料を液晶モニターに映写し、教室後方に居ても、また急な体調不良で休養室に居ても、車椅子に付けたモニター用スタンドにモニターを置くことで、視聴して受講できる試みを行った。しかしながら、教室の形態によっては、車椅子を教室後方にしか置けない場合があり、書画カメラによる講義資料投影だけでは板書が見えづらい部分があるようで、見やすい位置に液晶モニターを固定して設置する必要性が有ることが分かり、次年度の課題とした。

実験・実習、特に野外実習を想定していたのであるが、実験の際には教員の演示実験を実験者目線で確認・体験できるように、また野外調査では、車椅子のために同行できなくても調査者目線で野外調査の追体験が可能となるように、ウェアラブルカメラを用いたビデオ撮影を行った。実際に行ってみると、野外ビデオ撮影時に反射光により映像が見えにくくなる問題が生じることや、野外録音で拾ってしまうノイズを低減する必要性が大いにあることが分かった。実際に事業を実施してみて初めて気づく課題であり、次年度の改善に繋げたい。

肢体不自由な学生の場合には、講義ノート・テーキングにも困難さを伴う。この解決には、是非とも教材の電子データ化による修学支援が必要である。電子化によりパソコンで学修可能となるので、教材・講義資料の電子化は不可欠となろう。しかしながら個々の授業担当教員にお任せするだけでは進まないため、TAに入力をお願いするなどの方法が今後必要となってくると考えられる。

さらには、災害時を始め、車椅子移動の安全確保は欠かせない。大学全体としてキャンパス内のバリアフリー化を進めて頂いているが、目立たないちょっとし

たところに段差があったりするので、折りたたみ式の車椅子用スロープの用意が必要であることもわかった。次年度、整備をしたいと考えている。

## 急. まとめ

2012年に大学等の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について、文部科学省に「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」が設置され、「合理的配慮の考え方」「合理的配慮の対象範囲」「大学を始めとした関係機関が取り組むべき課題」が検討された。合理的配慮は個々の学生の状態・特性等に応じて、多様かつ個別性が高く提供されるべきとされている。また、大学には情報公開・相談窓口の設置、入試の改善、通信教育の活用、就職支援などが求められている。

2016年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、合理的配慮規定が法制化された。正当な理由なく障害を理由として合理的配慮の提供を拒否することや、提供に当たって場所・時間帯を制限するなどの不当な差別的取扱いが禁じられている。

また、SDGsに関しては、目標4.「質の高い教育をみんなに」のターゲット4.5「障がいがあったり・・・特にきびしい暮らしを強いられている子どもでも、あらゆる段階の教育や、職業訓練を受けることができるようにする」や、4.a「障がいや男女の差などをよく考えて、学校の施設を作ったり、なおしたりし、すべての人に、安全で、暴力のない、だれも取り残されないような学習のための環境をとどける」とあることは言うまでもない。また、目標10.「人や国の不平等をなくそう」にも言及がある。

本学では、共通教育1号棟と2号棟間のフラット化や、理工学部1号棟への車の乗り入れ、からふるパレットそばの駐車スペースの拡張と屋根の設置など、施設課を中心に、関係機関である高知大学として支援に取り組んで頂いている。また、インクルージョン支援推進室と連携を図り、多くの助言を頂きながら、障害を持つ学生の就学支援、合理的配慮を実施してきて

いる。理工学部としては重度肢体障害を持った学生への学習支援は全く初めてであり、手探り状態で始めたことでもあり、事業を実施してみて気づくことも多く、走りながら考えているところである。理工学部教員からも、教育研究活性化事業経費の支援とほぼ同額の80万円弱を、各教員の教育経費の一部から拠出頂き、障害者就学支援に充てさせて頂いた。「合理的配慮の不提供の禁止は法的義務である」からではなく、全ての高知大学生が等しく大学生活を楽しんでもらえるよう、不断の努力が必要であることを経験した1年であった。

